

仕 様 書

1 品名・規格

灯油・白灯油 J I S 1 号

2 予定数量

1, 0 7 2 kℓ (1 回当たりの数量 1 6 kℓ)

ただし、上記数量は「5 納入期間」における予定数量であり、増減があるものとし、必ずしも購入数量を保証するものではないので、注意すること。

3 契約単価の変更について

- (1) 契約単価の変更については、各月下旬において、燃料油脂新聞に掲載される週決め仕切価格を基に「当月における平均変動額」(以下、「変動額」という。)を算出し、前月比 1 リットル当たり「1 円以上」の差が生じた場合に契約単価の変更を行うものとする。
- (2) 変更後の契約単価は、変更前の契約単価に対して上記(1)に基づく 1 リットル当たりの「変動額」に 1,000 を乗じた額を加算、又は減算した額を基本とし甲乙協議のうえ決定する。

4 発注方法

甲は納入希望日のおおむね 2 日前までに F A X にて注文し、乙がその F A X を返信することで確定したものとする。また、急を要する場合は、この限りではない。

5 納入期間

令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 3 1 日

6 納入場所

公立大学法人福島県立医科大学会津医療センターの地下貯蔵タンク (容量 3 0 kℓ× 2 機) に納入すること。

7 納入方法

地下貯蔵タンクに、発注者の指定した日に指定した数量を納入すること。

納入時間は、午前 1 0 時から午後 5 時までの間とする。

8 検査方法

納入するときは、地下貯蔵タンクの計量器等により、発注者・受注者双方で確認するも

のとする。

9 その他

- (1) 供給時には、火気に注意し、発火または燃焼しやすい物品を携帯し、もしくは取り扱ってはならない。
- (2) 受注者は、灯油の納入にあたり、本施設の建物等に損害を与えないよう十分注意するものとする。特に車体の切り返しの際は注意すること。
- (3) 受注者は、発注者から要求があったときは、品質を証明した石油元売業者発行の試験成績表を発注者に提出するものとする。